

被害者参加代理事件・弁護士報酬規程

にわ法律事務所

被害者参加代理事件の弁護士報酬（いずれも10%の消費税込みです）については以下のとおりとします。

第1条 基本報酬

1 弁護士報酬 22万円

ただし、裁判員裁判の場合ではない通常刑事裁判で、参加人を1名とし、また、判決期日を含む公判期日が3回以内の場合とします。

2 被害者参加代理事件と併せて当該事件の民事損害賠償請求事件を委任いただく場合、第1項の報酬は不要とします。

3 第1項の報酬のお支払後、民事事件を委任いただいた場合は、民事事件の自己負担部分の報酬が発生する場合に限り、その自己負担額から第1項の金額を差し引くものとします。

第2条 追加報酬

1 (1) 追加参加人報酬 1人当たり3万3000円

(2) 追加公判期日報酬

4回以上の公判期日につき1回の期日当たり2万2000円

(3) 裁判員裁判追加報酬 11万円

(4) 控訴審追加報酬

ア 第1審に引き続き控訴審でも被害者参加代理をする場合、参加人1人当たり3万3000円

イ 控訴審1回の期日への出頭につき2万2000円

第3条 その他報酬等

1 受任後、加害者から見舞金等名目を問わず金銭を取得した場合、その額の11%を報酬といたします。

第4条 出頭日当

1 出頭日当については、以下のとおりとします。

(1) 当事務所から出頭場所までの自家用車(高速道路利用)もしくは公共交通機関(特急利用)の所要時間片道1時間以上2時間未満

1回の出頭あたり1万1000円

(2) 同2時間以上3時間未満

同2万2000円

(3) 同3時間以上

同3万3000円

第5条 実費

1 実費については、以下のとおりとします。

- (1) 法廷等への出頭及び出張のための交通費（高速料金、新幹線及び特急料金を含む）
- (2) 本件に関する通信費用、謄写費用等
- (3) その他本件を進行するにあたり必要な実費

第6条 その他

- 1 前4条の追加報酬・費用等については、民事事件を委任いただいた場合であっても発生します。
- 2 報酬及び費用等の支払い時期については以下のとおりとします。
 - (1) 民事事件を委任いただかない場合、刑事裁判の終了時
 - (2) 民事事件を委任いただいた場合、民事事件の終了時

以上